

【答申の概要】（諮問第248号）特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求、（諮問第249号）特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の開示請求に係る不作為に対する審査請求

件名	特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求 特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の開示請求に係る不作為に対する審査請求
本件対象公文書	特定の急傾斜地について、平成23年4月1日から平成29年3月31日の間に対象機関が行った、 パトロール結果のわかる文書・報告書 パトロール結果に基づき評価等を行った会議記録及び関係する文書 パトロール当日以外に現地調査を行っていた場合は調査結果の分かる書類
非開示理由	条例第7条第2項（個人情報） 条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和4年12月15日
主な論点	請求に対する文書特定及び決定が妥当であるか。実施機関による不作為が認められるか。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年7月28日付け袋土維第120号で行った決定については、別記3に記載の内容につき追加の決定を行うべきである。

また、審査請求人が令和4年7月14日付けで行った別記1の請求Bに係る実施機関の不作為についての審査請求は、却下することが妥当である。

審査会の判断

(1) 審議の併合について

本件審査請求は、審査請求人が同一であり、関連性があることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間に特定の急傾斜地を対象に行ったパトロール結果等に関するものである。実施機関によると、同パトロールは、崩壊防止施設の維持管理や警戒避難体制等に適切な措置を講じ、人命の安全確保に資することを目的として制定された静岡県急傾斜地パトロール実施要領（昭和51年1月1日）に基づき毎年実施され、急傾斜地内の斜面、水路等の構造物及び周囲の状況の把握等を行うものである。

(3) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定1については、決定を取り消し、再度の決定をすべきとの主張をしている。また、本件決定2については、決定の遅れ等を主張していることから、本件開示請求に対する実施機関の対応について、別記1に記載の請求項目ごと、妥当性を以下検討する。

ア 請求Aについて

(ア) 請求A1について

実施機関は請求に対して本件対象公文書1を特定して本件決定1を行っているところ、審査請

求人からはこの決定を行ったことについて争いはない。

(イ) 請求A2について

審査請求人が請求A2について応答がないとして審査請求を行ったことに対し、実施機関は弁明書にて、本件対象公文書1に、対象急傾斜地の健全度評価が記載されているとしている。同文書の内容を確認したところ、パトロール実施時に対象急傾斜地の状態を評価した表（以下「状態評価表」という。）が各年度分記載されており、状態評価表が実施機関が主張する請求A2の対象文書と推認される。そうすると、状態評価表は、請求A2の内容のうち、「関係する文書」への該当性は認められ、実施機関が請求A2の対象文書としてこれを特定したことは不合理とはいえない。

一方で、状態評価表は請求中の「会議記録」にあたる内容とはいえ、開示された文書のその余の部分にも「会議記録」に該当する記載は見られない。審査請求人は開示請求書において、「会議記録及び関係する文書」と記載していることから、いずれか一方に該当する文書について応答すれば事足りるとはいえず、この点において不作為が生じていると認められる。したがって、実施機関は「会議記録」に該当する文書を追加で特定し、開示等の決定を行うべきである。

(ウ) 請求A3について

請求A2と同じく、応答がないとして審査請求人が審査請求を行ったことに対し、実施機関は弁明書にて、対象となる文書をA土木事務所で保有していないとして、請求Bに係るものとして決定を行うとしている。

開示請求の対象となる文書を保有していない場合、条例第11条第2項に基づき、非開示決定を行い、開示請求者に対し、その旨を書面により通知するべきところ、実施機関は、対象文書を保有していないことによる非開示決定を行っておらず、後に弁明書においてその旨の説明をするに留まっている。これは、条例の規定に則った事務手続であるとはいえず、請求に対する応答について不作為が認められる。

また、審査請求人は開示請求の対象となる機関を指定し、2通に分けて開示請求を行っていることから、各々について決定を求める申請であったといえる。実施機関と審査請求人との間で、請求A3を取り下げのうえ、請求B3のみで決定する旨の協議を行ったなどの事実も認められないことから、請求A3への応答をしなかった実施機関の対応は適切であるとは認められない。

以上から、実施機関は請求A3について非開示決定を行うべきである。

イ 請求Bについて

請求Bに係る決定は、期限を過ぎても実施機関から応答がないとして、その不作為について審査請求人から審査請求がなされた後に、決定が行われたものである。

行政不服審査法第3条では、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができるとされており、相当の期間とは、個別の法令等で行政庁が応答すべき期間を規定している場合には、その期間を基準に判断すべきものと解されている。すなわち、本件における相当の期間とは、条例第13条第1項で開示決定等の期限として定める「開示請求があった日から起算して15日」と解される。本件では、開示請求があった令和4年7月14日から起算して15日後である令和4年7月28日を過ぎても開示決定等が行われず、この点について、実施機関は弁明書において事務手続の不備が原因である旨を述べており、期間内に決定等が行われなかったことについて考慮すべき特段の事情も見受けられないことから、審査請求が行われた令和

4年8月7日時点で、開示決定等が相当な期間を経過しても行われていないという不作為は明確に存在していたことが認められる。

他方、不作為についての審査請求の取扱いに関して、行政不服審査法第49条第1項においては、不作為に対する審査請求が不適法である場合には、当該審査請求を却下することとされている。本件においては、審査請求時点に生じていた不作為が、その後実施機関が行った決定により現段階においては解消しており、審査請求の利益はすでに失われたものと認められる。したがって、行政不服審査法第49条第1項に規定される不適法である場合に該当するものとし、請求Bに係る審査請求は却下とすることが妥当である。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

請求	対象機関	内 容
請求A	袋井土木事務所	特定の急傾斜地について、平成23年4月1日から平成29年3月31日の間に対象機関が行った、 請求1 パトロール結果のわかる文書・報告書 請求2 パトロール結果に基づき評価等を行った会議記録及び関係する文書
請求B	袋井土木事務所掛川支所	請求3 パトロール当日以外に現地調査を行っていた場合は調査結果の分かる書類

別記2 対象公文書

請求	対象機関	内 容
請求A	袋井土木事務所	平成25年度急傾斜地パトロール日誌 平成26年度急傾斜地パトロール日誌 平成27年度急傾斜地パトロール日誌 平成28年度急傾斜地パトロール日誌
請求B	袋井土木事務所掛川支所	平成24年10月24日 現地確認（住宅地盤沈下について） 平成25年5月21日 調査結果説明と今後の対応について 平成25年6月19日 地盤沈下について 平成26年12月11日 地盤沈下対策要望について

別記3 決定等を行うべき部分

対象機関	請求	決定等を行うべき部分
A土木事務所	請求A2	請求中の「会議記録」についての開示決定等
	請求A3	対象文書を保有していないことによる非開示決定